

有料職業紹介事業に関わる明示事項

求人・求職者の皆様

スタッフィングギャロップ株式会社

職業安定法第 32 条の 13 及び同法施行規則第 24 条の 5 に基づき、有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を、下記のとおり明示いたします。

■ 取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の取扱い業務範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建築業務を除く）です。ただし、一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員等による求人は取り扱いません。

取扱いの地域の範囲は、青森県、岩手県、秋田県です。

■ 手数料に関する事項

(1) 求職の皆様から、手数料は一切頂きません。

(2) 求人の皆様から徴収する手数料は、下表のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額（※1、※2、※3）
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 3 年間で支払われる賃金の 50%
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 50%
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円
	活動 1 日当たり 0 円
	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 50%
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金の 0%

※1 届出手数料率は上限であり、実際の手数料については、求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

※2 手数料には消費税が含まれています。

※3 手数料の負担者は求人者とします。

■ 返戻金制度に関する事項

求職者が入社日から一定の期間内に、自己都合による退職又は本人の責に帰する事由により解雇された場合は、求人者より受領した紹介手数料の一部を下記のとおり返還いたします。

- ・採用日から 3 ヶ月以内：50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求職者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用いたしません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

■ 求人者情報の取扱いに関する事項

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

■ 個人情報の取扱いに関する事項

取扱者は、個人情報に関して当該情報の本人から情報の開示請求があった場合には、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらにこれらに基づき訂正の請求があったときには、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

■ 苦情処理に関する事項

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理することとし、その結果については申出者に通知いたします。

■ 各種取扱者、責任者

求人者情報・個人情報の取扱者、並びに苦情処理の責任者は職業紹介責任者とします。

その他、本所の業務についてご不明な点がございましたら係員にお問い合わせ下さい。